

## 令和4年度第12回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和5年3月9日(木) 開会 9:30～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席農業委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
門司 雅門	山田 和夫	石川 久男
大村 武彦	田中 誠二	木原 緑
辻 政幸		

#### (2) 欠席農業委員 1名

花田 和幸

#### (3) 出席農地利用最適化推進委員 3名

刀根 基光	旗生 公典	神谷 貞夫
-------	-------	-------

### 4. 委員会に附した議案

議案第 33号	農地法第3条の許可申請について
議案第 34号	農地法第5条の許可申請について
議案第 35号	農地法第4条の許可申請について
議案第 36号	農地の一時利用届(変更)について

### 5. 事務局出席者

深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第12回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は5条申請の三吉が1件、4条申請の原が1件です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思しますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、6番の山田委員、7番の田中委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思ひます。議案第33号 農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和5年3月9日提出、岡垣町農業委員会会長田原一男。

今回、申請は2件です。それぞれ順に説明します。まずは1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目が高倉333-3、地目が田、面積が182㎡、区分は農振白地、2筆目が高倉334、地目が田、面積が854㎡、区分は農振白地、3筆目は高倉558、地目は田、面積は69㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転です。位置図を3ページに載せておりました、場所としてはセイルオンの東側の農地となります。

それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号下限面積については下限面積の50a以上耕作しておりますので問題なしとしております。第6号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第7号地域との調和については、地元の農地を耕作するものであり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。1件目の説明は以上となりますので、続いて2件目の説明に入

ります。

議案の2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目が黒山292-1、地目が田、面積が649㎡、区分は農振白地、2筆目が黒山293-1、地目が田、面積が164㎡、区分は農振白地、3筆目は黒山293-4、地目は田、面積は467㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転です。位置図を4ページに載せています。場所としては黒山の三叉路の南側、イオンショッピングセンターの西側となります。

それでは別紙でお配りしております調査書の2ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、譲受人は所有する農地で水稻や野菜を作付けしており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号下限面積については下限面積の50a以上耕作しておりますので問題なしとしております。第6号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第7号地域との調和については、地元の農地を耕作するものであり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第33号-1について、何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、山田委員。

山田委員 譲受人は申請地で何を作付けする予定なのか。

事務局 水稻を作付け予定です。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第33号-2について、何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、大村委員。

大村委員 対象地の細い線と太い線の違いは何か。

事務局 細い線が現在の筆界で、太い線が分筆後の線となります。太い線の箇所が対象地です。

議長 新しくできる県道が中心をとおる予定となっております、その残地となります。それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第34号 農地法第5条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の5ページをご覧ください。議案第34号、農地法第5条の規定による許可申

請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 3 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所は三吉 222、地目は田、面積は 990 m<sup>2</sup>、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅と資材置き場です。

位置図を 6 ページに載せています。場所は県道原海老津線から北側に入った箇所です。計画図を 7 ページに載せています。申請地に自己用住宅と資材置き場を建築予定です。上水道と下水道は正面道路の管に接続し、雨水については正面の水路に放流する計画です。また周囲は土留めとしてコンクリートブロックを設置します。なお、入り口については、8メートル幅のコンクリート床板を設置予定で、既に農林水産課工務係に申請し許可済みです。8 ページが住宅の立面図、9 ページが平面図となっております。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 3 ページをご覧ください。1. 立地基準については、10ha 以上の規模の一団の農地であるため第 1 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、進入口の床板について既に申請し許可済みのため問題なしとしています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 34 号について、当該委員さん、何かございましたら。何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、木原委員。

石川委員 進入口の狭さだけが問題でしたが、他はありません。

議長 はい、それでは議案第 34 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、木原委員。

木原委員 駐車場から自宅までの通路はどこになるのか。

事務局 資材置き場の北側と東側が図面上空白となっておりますが、ここが通路となります。

議長 それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける

方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 35 号 農地法第 4 条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 10 ページをご覧ください。議案第 35 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 3 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回 1 件の申請が出されています。申請人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所は原 1-1、地目は田、面積は 1,348 m<sup>2</sup>、区分は農振白地、転用目的は観光バスの駐車場です。位置図を 11 ページに載せておまして、場所としては内浦小学校の南側です。計画図を 12 ページに載せています。全体に約 80 cm 盛土し、その上に 10 cm の碎石を敷いて完成となります。雨水排水については基本自然浸透となりますが、東側に若干傾斜を設け、東の端に雨水枡を設置し、浸透しきれない分については雨水枡を通じて水路へ放流されます。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 4 ページをご覧ください。1. 立地基準については、第 1・3 種以外の農地であるため第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 35 号について、当該委員さん、何かございましたら。何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、山田委員。

事務局 地区担当の委員は本日欠席となっておりますが、問題ないとの意見を事前に伺っています。

議長 はい、それでは議案第 35 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、木原委員。

木原委員 ここはバスを停めるだけで、運転手の方が休憩するような建物は設置しないのか。

事務局 北九州市に支店がある観光会社がこちら方面に来る際に利用すると聞いておまして、計画上は特に建物等は設置されません。

- 議長            それでは他に何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、山田委員。
- 山田委員        周囲が小学校の通学路となっており、大型バスが出入りするということであれば、事故への配慮はどうなっているか。
- 事務局           事務局から教育委員会への情報提供と、許可書を交付する際に申請者へ指導しようと思います。
- 議長            それではほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第36号 農地の一時用届（変更）について、事務局説明をお願いします。
- 事務局           それでは議案の13ページをご覧ください。議案第36号、農地の一時利用届（変更）について。農地法施行規則第25条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和5年3月9日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。  
こちらは令和4年6月の総会で承認いただいた件について、変更の申請が出されたものです。届出人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は手野1217-1、地目は畑、面積は2,227㎡のうち20.5㎡、区分は農振白地、利用目的は治山事業工事に伴う仮設道路で、利用期間の終期を2か月延長し、5月末までの利用となっています。利用内容については変更ありません。説明については以上です。
- 議長            はい、それでは議案第36号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、その他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
2. 農業めぐりツアーについて
3. 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
4. 次回の日程について
  - ・日時：4月10日（月）午前9時30分から
  - ・場所：岡垣町役場 大会議室

議長            それでは、以上をもちまして第12回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員            お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---